

千曲市ネーミングライツ導入に関する基本指針

平成 30 年 4 月 20 日制定

第 1 趣旨

この基本指針は、市有施設の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

第 2 導入の目的

市の自主財源を確保し、安定的な施設の維持管理・運営を行うため、ネーミングライツを導入します。

また、愛称（ネーミングライツにより命名された新たな名称をいう。以下同じ。）を使用することにより、施設の魅力を高め、利用者の満足度向上を図ります。

第 3 概要

市有施設の名称に、命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）の企業名や商品名等を冠した愛称を一定期間独占的に付与する代わりに、当該ネーミングライツ・パートナーからその対価として命名権料を得て、施設の維持管理・運営等に役立てる制度です。

第 4 導入の手続

市が選定した施設についてネーミングライツ・パートナー及びその提案する愛称を募集することとし、導入の手続は次のとおりとします。

- 1 選定委員会によるネーミングライツ導入施設の選定及び導入条件の決定
- 2 募集要項の作成
- 3 募集
- 4 必要に応じて関係者へのヒアリング実施
- 5 選定委員会によるネーミングライツ・パートナー優先候補者（以下「優先候補者」という。）の選定
- 6 ネーミングライツ・パートナー、愛称及び命名権料の決定
- 7 協定の締結
- 8 周知
- 9 ネーミングライツ・パートナーによる看板等の表示変更

10 愛称の使用開始

第5 導入対象施設の考え方

不特定多数の市民が利用し、愛称を使用することにより利用者の増加や有効活用が期待される市有施設のうち、利用者数や施設規模、設置目的等を勘案し、選定委員会が導入対象施設を選定します。

なお、行政系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、集会施設、保健・福祉施設、文化財施設、市営住宅及び教職員住宅は、導入対象施設から除外します。

また、施設の一部への導入は対象外とします。

備考

- 1 指定管理者が管理する施設に愛称を付与しようとする場合は、あらかじめ当該指定管理者の承諾を得ることとします。
- 2 この基本指針施行の際現に用いられている通称名については、この基本指針における愛称として取り扱わないこととします。

第6 応募条件

市は、選定委員会で選定した施設について、次の条件でネーミングライツ・パートナー及び愛称を募集します。

1 応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、以下の条件に該当しない者を対象とします。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される者
- (6) 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等である者
- (7) 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でない認められる者

2 愛称

- (1) ネーミングライツにより付与される愛称は、施設の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成18年告示第72号）第3条第1項各号に掲げる内容を含まないものとしします。
- (2) 利用者の混乱を避けるため、第9に掲げる協定で締結した協定期間内における愛称の変更はできないこととしします。
- (3) 愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であるため、市の条例で定める施設の名称の改正は行わないこととしします。
- (4) 愛称が定着するまでの間（概ね1年）は、必要に応じて市の条例で定める施設の名称を併記することとしします。

3 命名期間

原則3年以上としします。

4 命名権料

施設の利用状況やメディアへの露出頻度、類似する施設の命名権料等を勘案し、募集要項に掲載しします。

5 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は次のとおりとし、ネーミングライツ・パートナーは、命名権料とは別に費用負担することとしします。協定期間満了後の原状回復についても同様の取扱いとしします。

区 分	費用負担
敷地内外の看板、標識等の表示変更（※1）	ネーミングライツ・パートナー
市が発行する印刷物、市のホームページの表示変更（※2）	市

※1 敷地外の場合は、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。また、看板、標識等の新設については、設置の可否を含めて協議しします。

※2 印刷物の表示変更は、協定締結後に作成する分からとしします。

第7 募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集方法は、次のとおりとしします。

1 募集方法

原則公募としします。

2 募集期間

原則 30 日間以上の期間を設けます。

3 募集要項

ネーミングライツ導入施設ごと、募集の都度作成します。

4 周知方法

募集要項を市報千曲や市のホームページに掲載する等、幅広く周知します。

5 その他

募集期間内に応募がなかった場合は、募集要項を見直した上で、再度の募集の可否を検討します。

第 8 選定方法

選定委員会において別途選定基準を定め、総合的な審査を行い、優先候補者を選定します。

第 9 協定の締結

市は、優先候補者とネーミングライツの取得に関して合意に至った時点で協定を締結します。

協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の選定の際に優先的に交渉することができます。なお、応募時に準じた資料の提出等を求めることがあります。

第 10 協定の解除

1 協定の解除

協定締結後、市は、次に該当する場合、協定を解除できることとします。

(1) ネーミングライツ・パートナーが第 6 の 1 に掲げる応募資格を喪失し、又は喪失することが明らかになった場合

(2) ネーミングライツ・パートナーの社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれ、又は損なわれる恐れがある場合

2 費用負担

敷地内外の看板、標識等の表示の原状回復等、協定の解除に伴い発生する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

第 11 公表及び普及

1 ネーミングライツ・パートナーの公表

市は、ネーミングライツ・パートナーが決定した際は、市報千曲や市のホームページ等を通じて、法人等名、愛称、命名期間、命名権料等を公表します。

2 愛称の普及

市は、ネーミングライツ導入後、広報印刷物や市のホームページ等において愛称を積極的に使用します。

第12 法人等からの提案

法人等から、第5に該当する導入対象施設のうち、施設を特定して愛称、命名期間及び命名権料の提案があった場合は、この基本指針の主旨を勘案し、選定委員会において取扱いを協議することとします。